

第1章

計画作成の目的と将来像

～呉市の未来を思い描こう～

- ・ 呉市では、文化財所有者や呉市だけでなく、住民や地域の団体、市内外の事業者や研究者などの多様な主体が連携し、文化財を継承することで、活力ある住みよい未来の呉市を実現するため、「呉市文化財保存活用地域計画」を作成します。
- ・ 文化財を活かしたまちづくりの将来像を「歴史文化を楽しみ 育て 伝えるまち 呉」とし、「調べる」、「守る」、「活かす」、「伝える」を基本方針として決めました。
- ・ 「呉市文化財保存活用地域計画」は、令和6（2024）年度から12（2030）年度の7年間で計画期間とします。
- ・ 本計画では、文化財保護法の指定の有無に関わらず、市域に広がる歴史的・文化的・自然的な遺産を広義の「文化財」として計画の対象とします。また、「文化財」と「文化財を取り巻く周辺環境（周辺の景観や関連する活動など）」の有機的な結びつきにより生まれる総体を「歴史文化」として定義し、呉市の「歴史文化」を未来に継承していくことを目指します。

1 将来像

歴史文化を楽しみ 育て 伝えるまち 呉

呉市は、文化財を活かしたまちづくりを推進しています。

呉市には、資源に恵まれた海や山など豊かな自然環境があり、それぞれの地区では、その豊かな自然環境を土壌とし、独自の暮らしが営まれてきました。それぞれの地区には、時代ごとに築かれてきた歴史文化を現在に伝える多彩な文化財が残されています。

そうした個性豊かな地域の暮らしを楽しむ中で、新たな文化財を見だし、地域の魅力の源泉として磨き上げ、一層彩り豊かな呉市を将来に継承していきます。

2 計画作成の背景

世界における産業構造の変化や、情報化社会の到来などにより、我が国の社会情勢が大きく変化する中で、地域により異なる多様な文化財の特色をまちの基盤として活用することが求められる時代になりました。呉市を活力ある住み良い町として未来に残していくためには、地域固有の歴史文化を呉市のまちづくりの核として機能させ、それによって地域住民のシビックプライドを醸成していくことが、今まで以上に必要とされています。

現在呉市には、157 件の指定等文化財が点在し、魅力あふれる多様な歴史文化を現在に伝える貴重な資源として受け継がれています。

また、呉市では「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」、「荒波を越えた男たちが紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」という市域を越えたストーリーを持つ日本遺産や、ユネスコ「世界の記憶」に登録された「朝鮮通信使に関する記録-17 世紀～19 世紀の日韓の平和構築と文化交流の歴史」等の文化財を活かしたまちづくりが進められています。

特に鎮守府開庁以降の旧呉海軍に関わる文化財は、呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）による資料集積・情報発信により、近代呉市の発展の礎として、市内外を問わず多くの人々の関心を集めています。また当時の建造物などが自衛隊や民間企業等の尽力によって数多く現存していることも相まって、呉市の観光振興の軸ともなっています。

また、これまで地域の人々が大切に守り育ててきたものは、我が国を代表するような文化財だけではなく、各集落で受け継がれている祭礼行事や、暮らしの中にある田園風景、農業や漁業などの生業に関わる慣習や道具類、食生活に関する文化や自然などです。しかしながら、これら地域の豊かな歴史文化を物語る重要なものが、社会情勢の変化によって次第に忘れられ、ついには失われるものも少なくありません。

呉市は合併によって歴史的経緯、地勢、気候、風土の異なる地域が含まれるようになっ

たことで、呉市の歴史文化は一層多様で豊かなものになりました。その一方で、それら地域固有の歴史文化に光を当て、十分に掘り下げてきたとは言いがたい状況にあります。地域への愛着や連帯感が薄れていく中で、後継者不在や維持管理の負担の増大による歴史的建造物の減少や空き家の増加、地域活力の低下や担い手不足による伝統技術や祭礼行事の消失などの危機的状況が一層顕在化してきたと言えます。

3 計画作成の目的

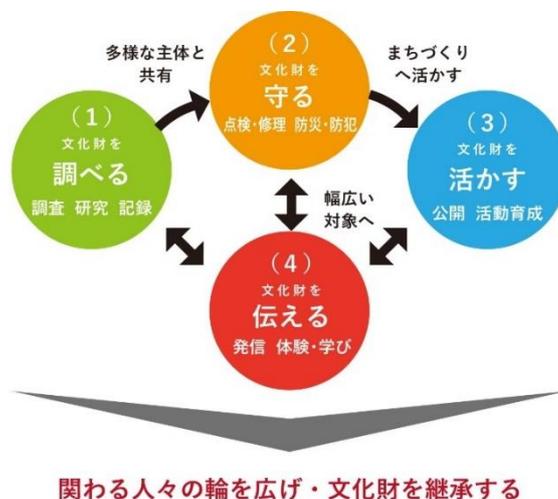
上記のような事柄を背景として、今まで以上に文化財を呉市のまちづくりの核として機能させるためには、地域の文化財を取り巻く状況を整理・分析した上で、呉市の歴史文化の特徴や保存・活用のあり方を地域社会と共有することが必要です。所有者・管理者や呉市だけでなく、地域団体や市民団体、調査研究機関などの様々な人々や組織などが参加・連携・協働し、文化財を未来へつなげ、活力ある住みよい未来の呉市を実現する原動力を創ることを目的として、本計画を作成します。

4 基本方針

本計画では、文化財が地域の人々の核となり、将来に向かって着実に継承されるよう「歴史文化を楽しみ 育て 伝えるまち呉」を将来像に設定し、多様な人々の参画を促しながら、持続的に文化財を継承できるよう、次の4つの基本方針を定めます。

まず、「文化財を調べる」ことで、文化財を掘り起こし、価値を明確にし、多様な主体と共有します。文化財に対する関心や理解の促進を図り「文化財を守る」取組を進めます。

また、多様な主体が協働し、分野を横断した取組を展開することで、文化財の持つ価値や魅力を高め、まちづくりに「文化財を活かす」取組を進めます。さらに、市内外の幅広い人々に向けて多様な手段による「文化財を伝える」取組を行い、保存・活用に関わる人々の輪を広げ、文化財を継承していきます。



基本方針（１）文化財を調べる

文化財を掘り起こすとともに、価値を明確にします。文化財に関する研究を深め、歴史を紐解くとともに、歴史文化を記録します。

市民は、自分たちの住む地域の身近な文化財を掘り起こし、地域の誇りとして共有します。呉市は、地域の活動を支援するとともに、調査研究機関とともに、専門的視点から研究、記録を行います。

基本方針（２）文化財を守る

文化財の点検や修理、また、現状の記録を進めるとともに、文化財および周辺の環境を把握し、確実な保存を行います。

市民は、所有者・管理者と一体となって文化財を守る活動を実施します。呉市や調査研究機関は、守るための活動支援や仕組みづくりを行います。

基本方針（３）文化財を活かす

市民が文化財の持つ価値を享受できる機会をつくります。文化財の公開を進め、また、文化財を活かした多様な活動を育みます。

市民は、所有者・管理者の理解のもと、文化財を身近な地域のまちづくりに活かします。呉市は、市民や所有者・管理者が行う取組を支援し、情報発信などにより活動を支えます。

基本方針（４）文化財を伝える

文化財の価値や魅力、関連する取組を広く発信します。また、文化財に関する理解や関心を高めるような学びや体験の機会をつくります。

呉市を中心に、多様な主体による情報を一元化し、多様な手法で発信します。市民は、文化財に関する様々な情報を自ら発信し、市内外に文化財の魅力を伝えます。

5 計画の対象（文化財の定義）

「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」（文化庁、令和5（2023）年3月）より

（本指針の対象とする文化財）

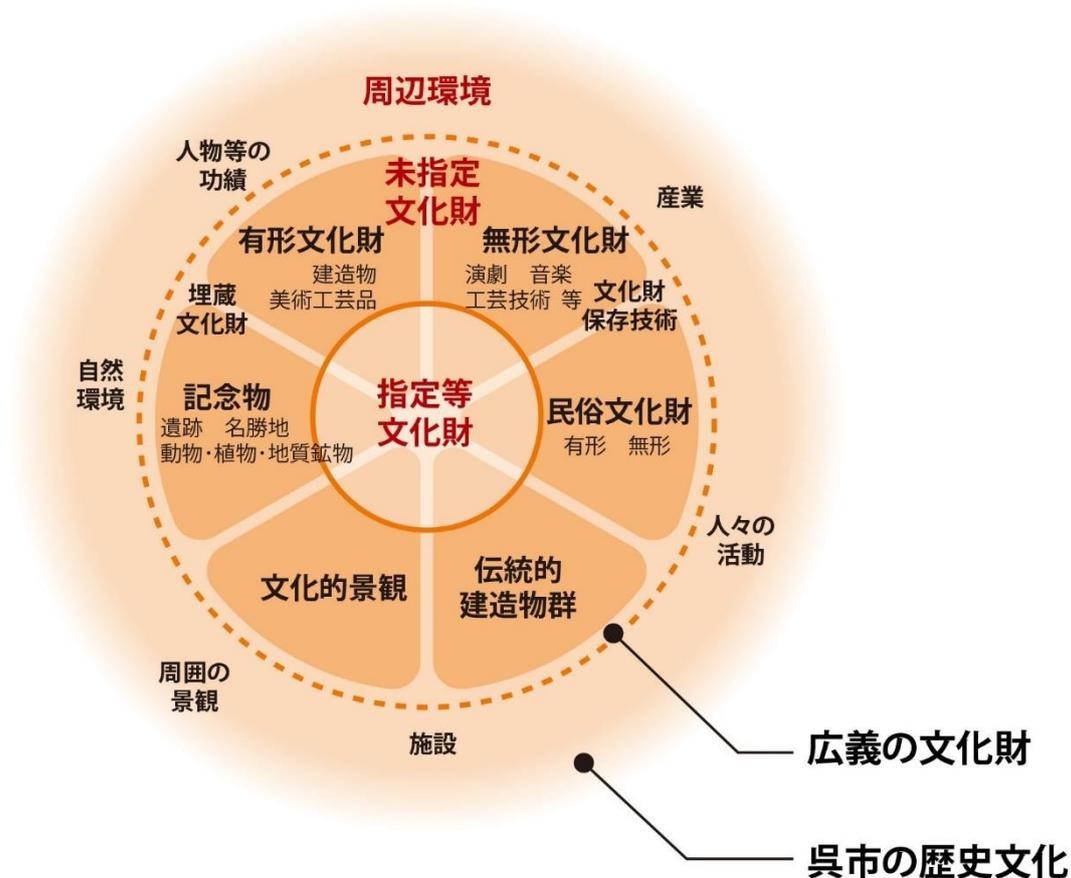
本指針の対象とする「文化財」とは、法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいう（なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる）。また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とすることが有効である。さらに、国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。

文化財保護法においては、文化財として、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」の6類型を定め、その他、文化財の保存技術、埋蔵文化財についても保護の対象としています。

これら文化財のうち、歴史上、芸術上、または学術上の価値が明確になっているものは、指定等文化財として重点的に保護が行われています。一方で、市内には、指定等文化財だけでなく、地域の人々が大切に守り育ててきた、地域の歴史文化、自然を物語る遺産が数多く存在しています。本計画では、文化財保護法や条例上の指定等の有無に関わらず、市域に広がる歴史的・文化的・自然的遺産を広義の文化財とします。文化財保護法で規定される6類型に含まれる対象を幅広く捉え、これまで文化財として扱っていなかった、呉市の特徴である旧呉海軍に由来する機械・工作物や戦争遺跡、景観なども対象とします。未指定ながら、呉市にとって特徴的なものや市民に身近なものを含めた幅広い遺産を、本計画で対象とする文化財として取り上げます。

また、文化財は、周囲の景観、文化財を支える人々の活動や施設、産業等の「文化財を取り巻く周辺環境」と一体となっこそ、その価値を高めることができるものと考えます。

本計画では、「文化財」と「文化財を取り巻く周辺環境」の有機的な結びつきにより生み出される総体を「歴史文化」と定義します。本計画は、文化財の価値や魅力を高め、周辺環境を含めてまちづくりなどへ活かすことによって、呉市の歴史文化を未来に継承していくことを目指します。



6 計画期間と進捗管理

(1) 計画期間

呉市長期総合計画の計画期間を勘案し、令和6（2024）年度～令和12（2030）年度の7年間の計画期間とします。



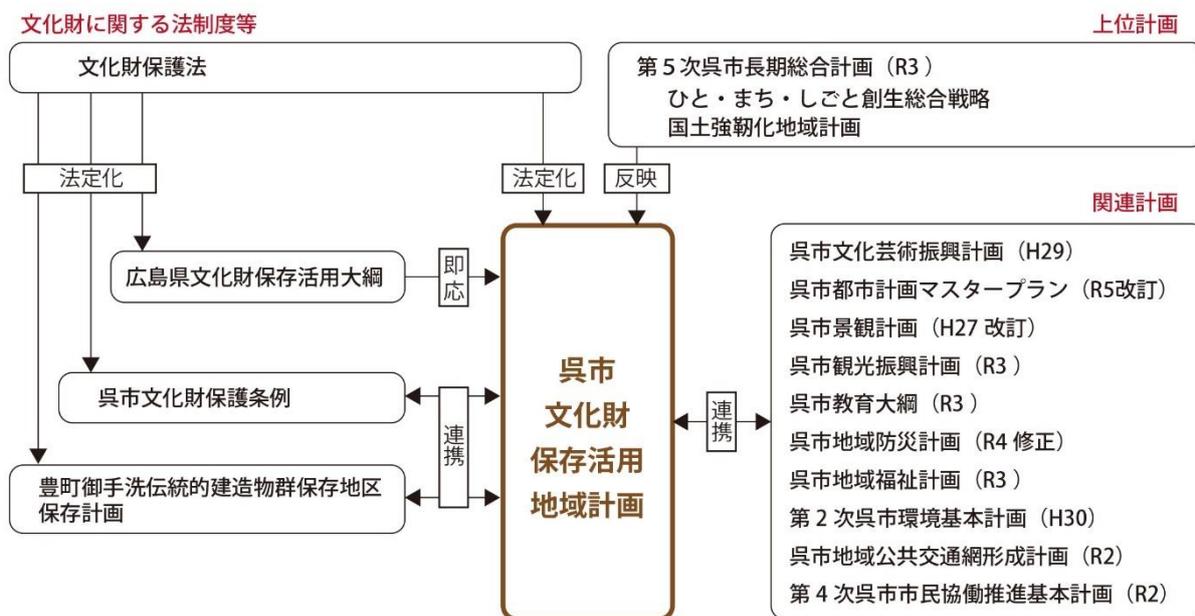
(2) 計画の進捗管理と自己評価

本計画の実施にあたっては、これまで計画作成に関する協議組織であった「呉市文化財保存活用地域計画策定協議会」を「呉市文化財保存活用地域計画推進協議会」に改編し、計画の進捗管理を行います。

関係する各種計画や事業等との整合性を図るとともに、社会情勢・住民ニーズの変化に対応して適宜、計画の見直しを行います。計画期間の変更、市内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更が生じた場合には、文化庁長官による変更の認定を受けます。上記以外の軽微な変更を行う場合は、変更の内容について広島県及び文化庁へ情報提供を行います。

7 計画の位置付け

本計画は、文化財保護法にもとづく法定計画であり、広島県文化財保存活用大綱を勘案して作成しました。呉市においては、上位計画となる第5次呉市長期総合計画を反映し、また、各分野の関連計画と連携して取組を推進していきます。



(1) 文化財に関する法制度等

①文化財保護法

昭和24（1949）年の法隆寺金堂壁画の焼損を契機として昭和25（1950）年に文化財保護法が成立しました。文化財保護法では、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群（町並み）の6分野を文化財として定義し、これらの文化財のうち重要なものを指定・選定等して、国の重点的な保護の対象としています。

第1章 呉市の未来を思い描こう

近年、過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となっており、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、平成30（2018）年6月に文化財保護法が改正されました。

本計画は、改正された文化財保護法第183条の3に基づく計画となります。

②広島県文化財保存活用大綱（令和3（2021）年3月策定）

文化財保護法の改正を受け、同法第182条の2の規定に基づき、県や市町、県民など、地域全体で連携・協力しながら、文化財の保存・活用に関する共通の指針として策定されました。

目指すべき将来像を「県民、関係団体など多様な関係者が文化財及び周囲の自然環境・景観・伝統行事などの一体的な保存・活用に取り組むことを通して、県民一人ひとりが地域に誇りと愛着を持ち、内外から魅力ある地域として選ばれています。」としています。基本方針として、「文化財の確実な保存、伝承を図る。文化財の価値の情報発信、活用を図る。市町や地域社会と連携した総合的、広域的な保存・活用の取組を推進する。」の3つを掲げ、それぞれについて県が取り組むべき施策が示されています。

③呉市文化財保護条例（昭和38（1963）年4月制定）

文化財保護法の規定に基づき、市の区域内に存する文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化の向上発展に資することを目的とします。文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物）について、指定等及び解除、管理等、補助金の交付等について定めています。また、教育委員会の附属機関として、呉市文化財保護委員会の設置を定め、文化財の指定保護及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ意見を具申、または必要な調査研究を行うとしています。

（2）上位計画

①第5次呉市長期総合計画（令和3（2021）年3月策定、計画期間：令和3（2021）年度～12（2030）年度）

呉市の総合的な市政の計画的運営の指針であり、市が各政策分野で策定する各種計画の最上位に位置します。将来都市像の実現に向けた方向性を示す「基本構想」、方向性の実現に向けた施策である「基本計画」（前期：令和3（2021）年度～7（2025）年度、後期：令和8（2026）年度～12（2030）年度）、施策実現の具体的な事業である「構成事例集」から構成されます。

呉市の都市像を『誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち「くれ」～イキイキと働き、豊かに安心して暮らし、ワクワク生きる～』としています。文化・スポ

ーツ・生涯学習分野においては、「文化芸術やスポーツに親しみ、生涯を通じて学ぶことができるまち」を目指すべき姿としています。

また、本計画には、国土強靱化地域計画も包含しており、貴重な文化財等の喪失を防ぐため、文化財の防災対策および記録による保存と継承を掲げています。

○第5次呉市長期総合計画における「文化の振興」

【現状と課題】

文化財や伝統文化は、地域のアイデンティティを形成するものとして重要性を増しています。市民が郷土の歴史や文化に対する理解を深めるとともに、地域全体で保存・活用を推進し、次世代に継承していくことが求められています。

【施策の方向】

文化財保存活用地域計画を策定し、これに基づいて、郷土の歴史や文化を学ぶことのできる文化財や伝統文化を貴重な地域資源として適切に保存し、途切れることなく継承していきます。あわせて、市民、民間団体等と連携し、地域の歴史的魅力である日本遺産やユネスコ『世界の記憶』などを積極的に情報発信することで、文化財の適切な保存と積極的な活用による地域の活性化を図ります。

【主な取組】

- (1)文化財保存活用地域計画の策定
- (2)文化財の保存と伝統文化の継承
- (3)文化財を活用した地域振興
- (4)御手洗伝統的建造物群保存地区のブラッシュアップ
- (5)歴史資料の整理・活用の推進

(3) 関連計画

①呉市都市計画マスタープラン（令和5（2023）年3月改訂）

おおむね20年後の都市のあるべき姿を展望しつつ、今後10年間で取り組むまちづくりの方針を定めています。

都市づくりの基本理念として、「つながり、にぎわい、誰もが住み続けたい都市『くれ』～人が中心・安全で持続可能な都市を目指して～」を掲げています。全体構想では、土地利用、交通体系、都市施設、防災・減災、都市環境のそれぞれの分野の都市づくり方針を定めています。

また、地域別構想では、市民生活の基本的な生活圏となる都市拠点及び地域拠点の18地域を単位として、それぞれ都市づくりの方針等を定めています。

②呉市景観計画（平成27（2015）年改訂）

景観法に基づき、良好な景観形成を図るために定めるもので、「山と海の交わりの中で、自然、生活、歴史、文化が溶け込む景観づくり」を基本理念として掲げています。呉市の景観特性を、「自然の景観」、「営みの景観」、「広がり」の景観とし、「呉・川尻・安浦地域」、「音戸・倉橋地域」、「下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地域」の3つの地域に区分して、それぞれに景観形成の目標を設定しています。

呉市全域を景観計画区域とするとともに、市の景観形成において重要な役割を果たす景観づくり区域として、呉中央、アレイからすこじま、野呂山、音戸の瀬戸、桂浜、三之瀬、

第1章 呉市の未来を思い描こう

御手洗の7地区を指定しています。

③呉市文化芸術振興計画（平成29（2017）年10月策定、計画期間平成29（2017）年度～令和8（2026）年度）

本計画は、今後10年間、市民、芸術家、文化芸術活動団体、企業などの事業者及び行政の協働により、呉市の文化芸術を振興していく基本となる指針です。

基本目標を『「文化芸術を身近で感じられる、潤いあふれるまち」の実現』とし、文化芸術活動の活性化と文化財の保護・活用の二つを掲げ、施策展開の方向性として下記の6つのテーマを整理し、それぞれ重点的な施策を示しています。

テーマ1	感じる	質の高い文化芸術に触れる機会を拡充します。
テーマ2	育つ	市民の文化芸術活動を支援します。
テーマ3	集う	文化芸術活動を促進する環境をつくります。
テーマ4	残す	有形無形文化財を保存し、担い手を育成します。
テーマ5	継ぐ	伝統文化を継承します。
テーマ6	生かす	文化財を活用し、地域振興を図ります。

④呉市観光振興計画（令和3（2021）年9月策定、計画期間：令和4（2022）年度～8（2026）年度）

本計画は、観光を基幹産業に成長させるための今後の方向性を明確にし、市民・事業者・行政など、観光に関わる全ての人が共通の認識の下、観光産業を推進していくために策定しました。呉市民の使命（ミッション）を「観光客に使ってもらおうお金を年間800億円にすること！」、将来の姿（ビジョン）を「私たち呉市民が豊かで幸せに暮らし続けられるまち」としています。ビジョンを目指すための行動指針である「たくさんの『呉ファン』を生みだそう」の中でのリピーターを獲得するための取組方針として、呉市ならではの観光プロダクトの充実を示し、そのための具体的な取組内容として「歴史や文化・自然などの観光資源の更なる魅力向上」を示しています。

⑤呉市教育大綱（令和3（2021）年3月策定、計画期間：令和3（2021）年度～7（2025）年度）

本計画は、呉市の総合教育会議で協議・調整を行い定めた、教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱です。第5次呉市長期総合計画の基本構想の政策分野である「子育て・教育分野」及び「文化・スポーツ・生涯学習分野」を呉市教育大綱として位置づけています。

⑥呉市地域防災計画（令和2（2020）年12月修正）

本計画は、災害対策基本法に基づき、呉市防災会議によって策定しています。呉市の地域に係る防災に関し、市並びに指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等が処理すべき事務または業務の大綱を定め、さらに、災害予防、災害応急対策及び災害復

旧・復興に関する事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

文化財の保護に関しては、災害の予防として、修理や管理、記録、防災教育を記載しており、災害予防や風水害および震災発生時の応急対策として文化財の保護を定め、具体的には、被害の把握、被害の拡大防止、関係機関への情報連絡、歴史的建造物の保護を記載しています。

⑦呉市地域福祉計画（令和3（2021）年3月策定、計画期間：令和4（2022）年度～8（2026）年度）

個別の福祉施策だけでは支援が困難な地域生活課題へ対応するため、市全体での包括的な支援体制づくりを始めとした施策の推進を図るとともに、市民・地域と行政が一体となって地域共生社会の実現を目指し策定しました。

地域共生社会の実現に向けて、「誰もが、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまち」を基本理念としています。

⑧第3次呉市環境基本計画（令和5（2023）年3月策定、計画期間：令和5（2023）年度～14（2032）年度）

環境の保全に関する長期的な目標と基本的な事項を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定しています。目指すべき姿を「豊かな環境を次の世代につなぐまち『エコポリス・呉』」とし、生物多様性の保全として生物生息環境の保全、自然資源の持続可能な利用、持続可能な社会の基盤づくりとして、環境教育・学習の推進、環境情報の提供、市民協働による取組、環境産業の振興等の施策を示しています。

⑨呉市地域公共交通網形成計画（令和2（2020）年9月策定、計画期間：令和2（2020）年度～6（2024）年度）

公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通システムの在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定める公共交通のマスタープランです。「官民連携による都市の発展と市民の日常生活を支える持続可能な公共交通」を基本理念とし、実現するための目標と事業を定めています。

⑩第4次呉市市民協働推進基本計画（令和2（2020）年3月策定、計画期間：令和2（2020）年度～6（2024）年度）

市民、市民公益活動団体、事業者及び市役所が、対等な立場のパートナーとして主体的にそれぞれの責務と役割を理解し、市民協働のまちづくりの推進を総合的に図ることを目的に策定しています。

市内28地区では、まちづくり委員会等が設置され、「地域まちづくり計画」を作成し、

それぞれ地域協働事業に積極的に取り組んでいます。

(4) 個別の文化財に関する計画

①豊町御手洗伝統的建造物群保存地区保存計画（平成5（1993）年12月策定）

豊町伝統的建造物群保存条例第5条の規定に基づき、豊町御手洗伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めています。

地区内における伝統的建造物（建築物および工作物）と、伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致を形成する物件（環境物件）を定め、それぞれ保存整備計画、助成措置を示しています。併せて、保存地区の保存のために必要な管理施設及び設備並びに環境についての整備計画も定めています。